

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル

## 募 集 要 項

平成 2 7 年 8 月 1 7 日

松 戸 市 病 院 事 業

## 目次

1	手続の開始.....	1
2	募集要項の定義.....	1
3	本プロポーザルの概要.....	1
	(1) 本プロポーザルの実施者.....	1
	(2) 本プロポーザルの担当課.....	1
	(3) 本事業の概要.....	1
	(4) 提案上限額.....	3
	(5) 提案最低制限額.....	3
	(6) 支払条件.....	3
4	契約候補者決定の手続.....	4
	(1) プロポーザルのスケジュール.....	4
	(2) プロポーザル後のスケジュール.....	4
	(3) 契約候補者の決定等.....	4
5	関係書類の交付等.....	5
	(1) 貸出書類.....	5
	(2) 提供書類.....	5
	(3) 交付期間.....	5
	(4) 交付場所.....	5
	(5) 交付方法.....	5
	(6) 貸出書類の返却.....	5
6	参加する者に必要な資格.....	6
7	参加表明について.....	7
	(1) 質問の受付及び回答.....	7
	(2) 提出書類.....	8
	(3) 提出期間.....	8
	(4) 提出先.....	8
	(5) 提出部数.....	9
	(6) 提出方法.....	9
8	1次審査.....	9
	(1) 参加資格審査書類の提出.....	9
	(2) 1次審査の結果通知.....	9
9	企画提案について.....	9
	(1) 質問の受付及び回答.....	9

(2)	提出期間	10
(3)	提出先	10
(4)	提出部数	10
(5)	提出方法	10
1 0	企画提案の評価項目	11
(1)	評価項目の配点	11
(2)	提案評価項目	12
1 1	2次審査	15
(1)	基礎審査	15
(2)	プレゼンテーションの実施	15
(3)	システム性能面の評価	15
(4)	価格面の評価	15
(5)	最適任者、次席者の選定	15
(6)	提案者の失格事項等	15
(7)	2次審査の結果通知	16
1 2	契約の交渉等	16
(1)	基本協定	16
(2)	事業費見積書	16
(3)	内訳明細書	16
(4)	契約手続	16
(5)	交渉順序	16
(6)	コンソーシアムとの契約	16
1 3	その他	17
(1)	参加表明及び企画提案に要する費用	17
(2)	参加表明書及び企画提案書の取扱い	17
(3)	記載内容の変更	17
(4)	貸出書類の取扱い	17
(5)	企画提案の履行	17
(6)	審査結果の公表	18

## 1 手続の開始

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の公募にあたっては公告により手続を開始するものとする。

## 2 募集要項の定義

この「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル 募集要項」（以下「本要項」という。）は、松戸市病院事業が松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達（以下「本事業」という。）を行うための契約候補者を決定することを目的に、本プロポーザルの参加、企画提案及びその審査・評価方法などの諸条件、手続、要領等を定め、本プロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）を公募するためのものである。

## 3 本プロポーザルの概要

### (1) 本プロポーザルの実施者

松戸市病院事業管理者 山浦 晶（以下「病院事業管理者」という。）

### (2) 本プロポーザルの担当課

〒271-0064 松戸市上本郷3 9 7 8 番地

松戸市立病院 別館1階

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

電話：047-301-7311 ファクシミリ：047-301-7313

E-mail：mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

### (3) 本事業の概要

#### ア 事業名称

松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達

#### イ 事業場所

松戸市上本郷4 0 0 5 番地 国保松戸市立病院 他

#### ウ 事業内容

本事業は、医療情報システムを調達することとし、以下の内容を含むものとする。

(ア) 国保松戸市立病院（以下「現病院」という。）へのシステムの構築及び導入

(イ) 平成29年12月開院予定の松戸市千駄堀地先（仮称）松戸市立千駄堀新病院（以下「新病院」という。）への現病院からのシステムの移転及び追加システムの導入

(ウ) システムの保守

(エ) 操作研修の実施及び操作マニュアルの提供

## エ 要求水準

本事業で要求する水準は、「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。仕様書は、本事業を実施するための必須条件であり、準拠すべき具体的な規定である。

## オ 遵守すべき法令等

病院事業管理者と本事業に係る契約を締結する者（以下「事業者」という。）は、本事業を実施するにあたり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

## カ 施設運営に対する配慮

本事業を実施するにあたり、以下の点に留意すること。

- (ア) 関係法令等を遵守し、施設運営に対する影響を最小限に止めるように対策を講じること。
- (イ) やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、事業者が誠意をもって解決にあたり、本事業の円滑な実施に努めること。
- (ウ) 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、事業者が自らの負担により現況に復旧すること。

## キ 事業期間等

### (ア) 事業期間

契約締結日の翌日から平成34年3月31日を最終期限とする。

（賃貸借期間は、平成28年8月1日から平成34年3月31日とする。）

### (イ) スケジュール

#### a システムの構築期間

(a) 現病院導入システム 平成27年11月～平成28年 7月  
（ 9ヶ月）

(b) 新病院追加システム 平成27年11月～平成29年11月  
（25ヶ月）

#### b システムの賃借・保守期間

(a) 現病院導入システム 平成28年 8月～平成34年 3月  
（68ヶ月）

(b) 新病院追加システム 平成29年12月～平成34年 3月  
（52ヶ月）

#### c システムの稼働予定

(a) 現病院導入システム 平成28年 8月

(b) 新病院追加システム 平成29年12月

d 新病院への移転期間 平成29年 9月～平成29年11月  
（ 3ヶ月）

(4) 提案上限額

提案実現のための導入費用の上限は、2,314,814,814円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、この上限額を超える企画提案書は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、この上限額には、本プロポーザルに係る事業内容の他に既存データの移行費用が含まれている。見積提案にあたっては、仕様に含まれない既存データの移行費用を除くものとする。

(5) 提案最低制限額

設定しない。

(6) 支払条件

ア	平成27年度	無し
イ	平成28年度	毎月払い（8回）
ウ	平成29年度	毎月払い（12回）
エ	平成30年度	毎月払い（12回）
オ	平成31年度	毎月払い（12回）
カ	平成32年度	毎月払い（12回）
キ	平成33年度	毎月払い（12回）

## 4 契約候補者決定の手続

### (1) プロポーザルのスケジュール

スケジュール	
平成27年 8月17日(月)	公告(本要項等の公表)
平成27年 8月17日(月)～ 平成27年 8月24日(月)	参加表明に係る質問の受付期間
平成27年 8月26日(水)	参加表明に係る質問への回答
平成27年 8月27日(木)	参加表明書の受付締切
平成27年 8月31日(月)	資格審査の結果通知及び企画提案書の提出要請
平成27年 9月 2日(水)	企画提案に係る質問の受付締切
平成27年 9月 7日(月)	企画提案に係る質問への回答
平成27年 9月18日(金)	企画提案書の受付締切
平成27年 9月18日(金)～ 平成27年 9月24日(木)	提案内容に対する疑義照会期間
平成27年 9月18日(金)～ 平成27年10月 8日(木)	疑義照会に対する回答期間
平成27年10月17日(土)	プレゼンテーションの実施
平成27年10月下旬	審査結果の発表及び通知

※ プレゼンテーションの実施時期については、今後の状況により変更する場合がある。

### (2) プロポーザル後のスケジュール

- ア 基本協定締結(予定) 平成27年10月 下旬
- イ 契約締結(予定) 平成27年11月 月上旬

### (3) 契約候補者の決定等

契約候補者の決定は、「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達審査委員会」(以下「審査委員会」という。)にて、総合的に評価し、最適任者及び次席者を選定することとする。

なお、最適任者及び次席者の選定の審査は、参加資格の有無を判断する資格審査(以下「1次審査」という。)と、1次審査を通過した者が提出した企画提案に対する企画提案審査(以下「2次審査」という。)の2段階とする。

本プロポーザルは、参加表明書提出者、企画提案書提出者又はプレゼンテーション参加者が1者の場合には、その実施等について審査会で協議する。

## 5 関係書類の交付等

参加表明及び企画提案については、次に掲げる関係書類に留意して作成すること。また、その関係書類については、各データを格納したCD-Rを貸出する。

### (1) 貸出書類

#### ア 仕様書

- (ア) 【添付資料1】 想定データ量
- (イ) 【添付資料2】 システム概念図
- (ウ) 【添付資料3】 端末配置計画 (案)
- (エ) 【添付資料4】 接続機器一覧
- (オ) 【添付資料5】 開発導入スケジュール (案)

イ 松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達に係る基本協定書 (案)

ウ 契約書 (案)

### (2) 提供書類

#### ア 本要項

イ 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル参加表明書作成要領」(以下「参加表明書作成要領」という。)

ウ 「松戸市立病院新総合電子医療情報システム調達プロポーザル企画提案書作成要領」(以下「企画提案書作成要領」という。)

### (3) 交付期間

平成27年 8月17日(月) から

平成27年 8月27日(木) まで

ただし、日曜日及び土曜日(以下「休日」という。)を除く。

### (4) 交付場所

〒271-0064 千葉県松戸市上本郷3978番地

松戸市立病院 別館1階

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

電 話 047-301-7311

E-mail: mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

### (5) 交付方法

電子メールで新病院開設課へ申し込むこと。メールの件名を「松戸市病院事業 医療情報システム調達 書類交付申請(法人・団体名)」とし、法人・団体名、担当者の所属氏名、連絡のとれる電話番号を本文中に記載して送信すること。送信後、休日を除いた日の午前9時から午後4時までの間に、電話にて着信の確認を行うこと。

新病院開設課が交付の日時を指定し、電子メールで通知するので、申請した者は、指定された日時に交付場所で書類を受けること。

### (6) 貸出書類の返却

企画提案書の提出期限(平成27年9月18日(金))までに新病院開設課へ



必ず返却すること。

## 6 参加する者に必要な資格

本プロポーザルに参加することができる者は、事業を確実に履行できる能力を有する者とし、参加表明書提出期限（平成27年8月27日（木）、以下「基準日」という。）現在において、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

また、本プロポーザルの手続が完了するまでの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

なお、複数の者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は代表者とする。ただし、(1)、(2)及び(3)の要件については、そのいずれもが要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用するほか、次のいずれかに該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は基準日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていないもの
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの
  - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
  - オ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第9条に規定する排除の対象となっている者
- (2) 国税及び松戸市税の滞納がないこと。
- (3) 松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸市訓令甲第1号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年以内に、病床数500床以上の病院において、医療情報システムの基幹システム並びにシステム統合の構築実績を2件以上有すること。
- (5) 本事業の遂行にあたり自社で開発した電子カルテ・システムのパッケージソフトを提供できること。
- (6) 本件事業を実施する本店又は事務所において、公益財団法人 日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関よりISO9001（品質マネジメントシステム規格）の認証を取得していること。

- (7) 本件事業を実施する本店又は事務所において、J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関よりI S O 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム規格）の認証を取得していること。または、プライバシーマークの付与を認定された者であること。
- (8) 配置予定のプロジェクト・マネージャは、病床数500床以上の病院での病院システム開発マネジメントの経験を有すること。
- (9) コンソーシアムにあつては、更に以下の要件を満たすこと。
  - ア 構成員が、単体又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。
  - イ コンソーシアム協定書を締結していること。
  - ウ 主たる事業内容（基幹システムの構築並びにシステムの統合）を行う者が代表であること。

## 7 参加表明について

プロポーザルへの参加資格を審査するので、参加を希望する者は、「参加表明書作成要領」を参照し、参加表明書及び参加表明に係る質問書を作成し提出すること。なお、質問が無い場合は、その旨を参加表明に係る質問書に記載すること。

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 受付期限

平成27年 8月24日（月） 午後4時まで

#### イ 受付場所

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

電 話 047-301-7311

E-mail : mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

#### ウ 受付方法

参加表明に係る質問に限定し、PDF形式に変換せずMicrosoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして送信すること。

なお、メールの件名は、「松戸市病院事業 医療情報システム調達 参加表明質問（法人・団体名）」とし、休日を除いた日の午前9時から午後4時までの間に、電話にて着信の確認を行うこと。

また、送信及び提出するMicrosoft社製の電子データについては、新病院開設課ではMicrosoft Office 2010を使用し確認等を行う（Microsoft社製の電子データについては、以下同様。）。

#### エ 回答

平成27年8月26日（水）にプロポーザルに関する関係書類の交付を受けた者に対して電子メールにて回答する。ただし、質問者の特殊な技術やノウハウ等が他者に知られることにより、質問者の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害する恐れがあると判断した場合は、その限りではない。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 資格審査申請書（第3号様式）

ウ 誓約書（第4号様式）

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※ 発行日が、申請日から3ヶ月以内であること

オ 印鑑証明書

※ 発行日が、申請日から3ヶ月以内であること

カ 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書）

※ 申請日直前で確定申告を終えた営業年度に関するもの

キ 納税証明書（国税）「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書」  
（その3の3）

※ 発行日が、申請日から3ヶ月以内であること

ク 納税証明書（松戸市税）「法人市民税」「固定資産税」

※ 松戸市内に本店又は営業所等がある場合で、発行日が申請日から3ヶ月以内であること

ケ 事業実績調書（第5号様式）及び事業実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、事業内容の記載部分）

コ 提案を予定する電子カルテ・システムのパッケージソフトに関する資料  
（カタログ等）

サ ISO9001登録証（写）

シ ISO27001登録証（写）又はプライバシーマーク登録証（写）

ス プロジェクトマネージャ実績調書（第6号様式）及び事業内容を証する書類の写し（契約書の該当部分、事業内容の記載部分）

セ コンソーシアムの代表者は、次に掲げるものを併せて提出しなければならない。

(ア) コンソーシアム協定書の写し

(イ) コンソーシアム委任状（第7号様式）

(ウ) 構成員のウからクまでの書類

(3) 提出期間

平成27年 8月17日（月）から

平成27年 8月27日（木）まで

提出は、休日を除いた日の午前9時から午後4時までとする。

(4) 提出先

〒271-0064 千葉県松戸市上本郷3978番地

松戸市立病院 別館1階

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

- (5) 提出部数  
正本1部 副本6部 計7部（副本は写し可とする。）
- (6) 提出方法  
持参又は配達証明付書留郵便（封筒の表に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。）による郵送とし、いずれの場合も提出期限までに必着とする。

## 8 1次審査

- (1) 参加資格審査書類の提出  
本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格要件審査申請書をはじめとした参加資格の審査に必要な書類を提出し、1次審査を受けなければならない。
- (2) 1次審査の結果通知
  - ア 1次審査の結果、参加資格要件を全て満たすとされ、提案候補者として選定された者に対しては、その旨の通知及び企画提案の要請を書面（参加資格適格通知書兼企画提案書提出要請書）にて送付する。
  - イ 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない者又は確認できない者）に対しては、その旨及びその理由の通知を書面（参加資格不適格通知書）にて送付する。
  - ウ 参加資格不適格通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面（A4版任意様式）により、病院事業管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は、新病院開設課とし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。
  - エ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により行う。

## 9 企画提案について

企画提案は、1次審査を通過した者（企画提案の要請を受けた者）のみ行うことができる。

企画提案書の作成方法については、「企画提案書作成要領」を参照し、作成、提出することとし、企画提案に係る質問書の作成方法については、「参加表明書作成要領」を参照し、作成、提出すること。

なお、質問が無い場合は、その旨を企画提案に係る質問書に記載すること。

- (1) 質問の受付及び回答
  - ア 受付期限  
平成27年 9月 2日（水） 午後4時まで
  - イ 受付場所

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

電 話 047-301-7311

E-mail : mcnewhp@city.matsudo.chiba.jp

ウ 受付方法

M i c r o s o f t社製のW o r dで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして新病院開設課に送信すること。

なお、メールの件名は、「松戸市病院事業 医療情報システム調達 企画提案質問（法人・団体名）」とし、休日を除いた日の午前9時から午後4時までの間に、電話にて着信の確認を行うこと。

エ 回答

平成27年 9月 7日（月）に当院が企画提案書提出要請した者に対して電子メールにて回答する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等が他者に伝わることにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると判断した場合はその限りではない。

(2) 提出期間

平成27年 8月31日（月） 午前9時から

平成27年 9月18日（金） 午後4時まで

提出は、休日を除いた日の午前9時から午後4時までとする。

(3) 提出先

〒271-0064 千葉県松戸市上本郷3978番地

松戸市立病院 別館1階

松戸市病院事業 管理局 新病院開設課

(4) 提出部数

正本1部 副本20部 計21部 及び CD-R 2枚

CD-R には、提出書類の電子データを格納すること。また、CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

ア CD-R : W i n d o w sフォーマット

イ 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、M i c r o s o f t社製のW o r d、E x c e l、P o w e r P o i n t。その他図面等は、PDF形式。

※ CD-Rはウイルスチェックを行ってから提出すること。

(5) 提出方法

持参又は配達証明付書留郵便（封筒の表に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。）による郵送とし、いずれの場合も提出期限までに必着とする。

## 10 企画提案の評価項目

### (1) 評価項目の配点

評価項目	性能等評価点		価格等評価点
	要件審査	提案審査	
① 包括的基本要件	—	400	—
② ソフトウェア要件	800	—	—
③ ハードウェア要件	—	—	—
④ 見積要件書	—	—	400
合計	800	400	400
	1,200		
	1,600		

(2) 提案評価項目

項目	提案評価項目	配点
●事業に対する取組姿勢 (提案時の内容評価)		
① 最新技術の提案及び差別化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮想化、リモートデスクトップ、クラウド化（シンクライアント）等、積極的に最先端の技術を駆使し、運営改善に寄与した基幹システムが提案されているか（他ベンダとの差別化機能の提案）。</li> </ul>	30
② 業務の効率化及び質の向上	<b>【業務の効率化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムの役割を適切に理解した上で、スムーズな操作性の実現及び医療従事者の入力負荷軽減（新規採用医師、非常勤医師でも容易に操作可能）を行うための、具体的かつ有効な方策・仕組み等が提案されているか（ある程度の入力時のチェックは必要であるが、操作者の負担軽減のためにタッチ数や操作性をどのように向上させているか等）。</li> <li>iPhone、iPad等スマートデバイスを提案して、医師業務（回診時やインフォームドコンセント等）、看護師業務（救急業務、病棟業務や問診等）の効率化を図るような提案が行われているか。</li> </ul>	40
	<b>【医療安全面】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全を考慮した機能が提案されているか（レジメン等のチェック機能、バーコードによる注射認証、コンピュータを利用したダブルチェック等）。</li> </ul>	20
	<b>【医療の質の向上】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療の質の向上を考慮した機能が提案されているか。（クリティカルパス、チーム医療、DWH等のデータの2次利用等）</li> </ul>	20
	<b>【財務の視点】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導料管理料や自科検査等、請求漏れチェック機能や自動発生等具体的な防止策が提案されているか。</li> </ul>	20
③ 将来変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療連携を強化するために、近い将来、他の医療機関（東病院）との関連で、紹介患者／逆紹介患者のカルテ情報（画像を含む）が相互に参照（地域で診療情報を共有）できる仕組み（SS-MIX2等）が具体的に提案されているか。</li> <li>多くの診療所や医療機関がネットワークに参画しやすい仕組みが提案できているか。</li> </ul>	20

項目	提案評価項目	配点
●医療情報システムの円滑な導入（導入時の内容評価）		
④ 導入スケジュール及び体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実現可能なスケジュール案が提案されているか。</li> <li>・ 病院職員との運用検討（ベンダのパッケージとのすり合わせ作業）を十分考慮したシステム基本設計や開発のスケジュールが提案されているか。</li> <li>・ また、操作研修やマスタ整備、DWH システム構築などといった病院側の作業負担を平準化し、職員負荷軽減に寄与するようなスケジュールが提案されているか。特に、新診療支援 DB の構築を支援し、DWH システムの構築を、開発当初からサポートするような体制及びスケジュールの提案がされているか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子カルテシステムの導入経験が豊富なスタッフが、詳細運用を十分考慮した提案で、病院をリードしてくれるような、開発体制が提案されているか。</li> <li>・ パッケージを利用した導入手法で、短期間に安定稼働する提案になっているか。</li> <li>・ また、状況に応じた柔軟な姿勢・仕組みが示されているか。</li> <li>・ さらに、別途病院が導入する部門システムベンダを含めたマルチベンダを管理するような体制が提案されているか。</li> </ul>	30
⑤ 導入前の職員教育及びリハーサル体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用リハーサル（プレリハーサル等を含む）や操作訓練に関し、病院運用を踏まえた計画、及び職員の習熟度向上に資する有効な提案になっているか。</li> <li>・ リハーサル前後及びリハーサル当日のサポート体制について有効な提案になっているか。</li> </ul>	30
⑥ データ移行の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回調達するシステムのデータ移行を実現するための具体的な実現方法（移行手順の体系化）の提案がされているか（特に、医事会計システム及び電子カルテシステムへ病名データの移行方法等）。</li> <li>・ 次々期のシステム移行時において、移行データの抽出を実現するための具体的な実現方法（移行データ抽出手順の体系化）が提案されているか（各システムのDBの開示や3原則を担保した移行可能データへの抽出方法）。</li> </ul>	20
⑦ 移設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現病院で導入したシステムを新病院へ移設する際の移設計画（具体的な方法・スケジュール等）が複数案提案されているか。また、その中で推奨案が提案されているか。更に、推奨案を推奨する理由が安全性や経済性を鑑みて妥当であるか。</li> </ul>	20



項目	提案評価項目	配点
●安定したシステム稼働（稼働後の内容評価）		
⑧ システム機能向上に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム稼働開始時点及び稼働中における、システムの陳腐化を防ぐための、有効かつ効果的な方策等が提案されているか（年1回以上の定期バージョンアップの実施方法等）。</li> <li>医療制度や診療報酬改定作業がスムーズに行えるようなサポート体制が提案されているか。</li> </ul>	20
⑨ システム性能維持に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>レスポンスの向上及び維持するための仕組み及び方策等に関し、有効な対応方法等が提案されているか（ハードウェア性能、DB設計等で今回提案する具体的な向上策を記載。また、モニタリングの具体的な実施方法や問題が発生した場合の対応策を記載）。</li> </ul>	20
⑩ 保守体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の運用を十分にサポートするため、有効かつ確実な方策等が提案されているか（リモート監視（ハードウェア及びソフトウェア共に24時間医療情報システム専用のサポートセンター）、リモート保守の対応範囲の提案や常駐保守要員以外のSE、CE、PGの常駐体制や定期的なサポート体制）。</li> </ul>	40
⑪ ディザスタリカバリの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>当院に大規模災害や障害が発生した場合を想定して、安全性の高いデータ保管（バックアップ）及び供給（リカバリー）の仕組みが提案されているか。（県外の外部データセンターに基幹システムや医事会計システム等のDB及びアプリケーションのバックアップデータを保管する仕組みなどの提案）。</li> </ul>	30
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当院に大規模災害や障害が発生した場合を想定して、診療継続するための仕組み（BCP対策）が提案されているか。（災害時に外部データセンターから、基幹システムの診療データをどのような範囲で参照（ネットワークが復旧している場合）や供給（陸路で供給できる場合）できるような仕組み（SS-MIX2等）を提案しているのか等）</li> </ul>	20
合 計		400

## 1 1 2次審査

2次審査については、システム性能面及び価格面の二つの観点から評価する。

### (1) 基礎審査

求める書類等が全て提出されていることを審査し、所定の条件に基づき企画提案書が作成されているかを審査する。

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案について、プレゼンテーションを実施する。

ただし、審査委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により事前審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、事前審査を行った場合は、企画提案書を受理した全ての者に対してその結果を通知する。

プレゼンテーションは、原則として本事業を実際に行う予定のプロジェクトマネージャ又はプロジェクトリーダーが行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。

プレゼンテーションは、平成27年10月17日（土）を予定しているが、詳細な日時、場所等について別途通知する。

### (3) システム性能面の評価

システム性能面は、評価項目①「包括的基本要件」、評価項目②「ソフトウェア要件」及び評価項目③「ハードウェア要件」について、審査委員会の合議制による総意をもって評価する。

### (4) 価格面の評価

構築費用及び保守費用に関する見積提案内容について、最も低い提案金額を基準として、各提案者の提案金額を評価する。

### (5) 最適任者、次席者の選定

審査委員会は、システム性能面の評価及び価格面の評価により得られた評価値が最も高い者を最適任者に、次に高い者を次席者として選定する。

### (6) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(イ) 書類の提出期限を遵守しない場合

(ウ) 書類に虚偽の記載があった場合

(エ) 本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為があったと認められる場合

イ 次のいずれかに該当する場合は失格とする場合がある。

(ア) 書類の提出先、提出方法が適合しない場合

(イ) 書類の様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項を欠く場合又は記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(7) 2次審査の結果通知

2次審査により最適任者及び次席者を選定した場合、その結果について、本プロポーザルに参加した全ての者に対し書面にて通知する。

## 1 2 契約の交渉等

(1) 基本協定

最適任者及び次席者の決定後、病院事業管理者と最適任者は、速やかに、契約締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結し、当該協定に基づき、契約締結の交渉を行う。

(2) 事業費見積書

最適任者は、基本協定前に事業費見積書を提出する。また、その見積書の金額については、先に提出した見積提案書の金額以下のものとする。

(3) 内訳明細書

事業者は、病院事業管理者との契約締結後、遅滞なく事業費内訳の精査を行い、事業費の内訳明細書を提出すること。

(4) 契約手続

契約手続は、松戸市病院事業会計規程（昭和43年松戸市病院事業規程第5号）及び松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則9号）の定めるものとし、その他詳細については契約書（案）によるものとする。

(5) 交渉順序

病院事業管理者は、最適任者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において最適任者との契約が締結できない場合は、当該最適任者の優先交渉権を取り消し、次席者を契約候補者とし、契約交渉を行う。そのため、最適任者は、契約が締結できないことが明らかになった場合は、病院事業管理者に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。また、基本協定書に定める期日を経過しても契約の締結に至る可能性がないと判断した場合は、当該最適任者の優先交渉権を取り消し、次席者と契約交渉を行うこととする。

(6) コンソーシアムとの契約

最適任者がコンソーシアムの場合は、契約に係る交渉までを当該コンソーシアムが行うが、当院との契約の締結は、当該コンソーシアムの構成員それぞれが独立して行うものとする。

ただし、この場合において当該構成員は、当該コンソーシアムが企画提案及び契約交渉した内容をそれぞれの責任の範囲内で遵守しなければならない。

## 1 3 その他

- (1) 参加表明及び企画提案に要する費用  
参加表明及び企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の取扱い
  - ア 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
  - イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下、同じ。）は、事業者の選定にかかわる公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、事業者の提案書類については、本事業内容の公表時や病院事業管理者が必要と認めるときには、病院事業管理者は、その全部又は一部を使用できるものとする。  
契約に至らなかった場合の提案書類は、本事業の選定結果の公表以外には無断で使用しない。
  - ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。
  - エ 提出された企画提案書は、公開とする場合がある。
- (3) 記載内容の変更
  - ア 参加表明書及び企画提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
  - イ 企画提案にて提案したプロジェクトマネージャ、プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーの配置予定者（以下「配置予定者」という。）は、原則として、本事業が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気入院及び死亡等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、病院事業管理者が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- (4) 貸出書類の取扱い  
企画提案書の作成のために病院事業管理者から受領した書類は、病院事業管理者の了解なく公表及び使用してはならない。
- (5) 企画提案の履行  
事業者は、企画提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本市及び病院事業管理者が不利益となる企画提案書の提案事項と認める場合は除く。）。  
また、事業者の責めにより企画提案書の提案事項が達成できない場合は、病院事業管理者と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。  
なお、企画提案書の提案事項を達成する意志が事業者認められないなど、企画提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、

契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある

(6) 審査結果の公表

審査結果については、1次審査の審査結果は非公表とし、2次審査の審査結果についてはホームページで公表するものとする。公表する内容については、最適任者名と全提案者の審査結果の総合評価点数のみとし、選定されなかった者の会社名、その他審査内容等については公表しない。